

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 帯広市
- 二 構造改革特別区域の名称 帯広市ばんえい競馬 新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 帯広市の区域の一部（帯広競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県及び宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 いわて・みやぎ自動車輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市及び奥州市並びに岩手県紫波郡紫波町及び矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町並びに気仙郡住田町並びに仙台市、多賀城市、栗原市及び大崎市並びに宮城県宮城郡利府町並びに黒川郡大和町、富谷町及び大衡村の全域

○内閣府告示第百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釜石市
- 二 構造改革特別区域の名称 港湾物流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 釜石市の区域の一部（釜石港地域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年内閣府告示第二百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志木市
- 二 構造改革特別区域の名称 志木市地方自立特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志木市の全域

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 柏崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 柏崎市保育園看護師配置補助緩和事業
- 三 構造改革特別区域の範囲 柏崎市の全域

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 阿賀野市
- 二 構造改革特別区域の名称 阿賀野市保育園看護師配置補助要件緩和事業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 阿賀野市の全域

○内閣府告示第百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県木曾郡南木曾町
- 二 構造改革特別区域の名称 南木曾町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡南木曾町の全域

○内閣府告示第百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県
- 二 構造改革特別区域の名称 自動車輸送効率化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡県の全域



○内閣府告示第百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年内閣府告示第百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 あいち自動車輸送効率化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、田原市及びみよし市並びに愛知県知多郡東浦町及び額田郡幸田町の全域

○内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 常滑市
- 二 構造改革特別区域の名称 常滑市児童発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域

○内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松江市
- 二 構造改革特別区域の名称 松江市保育所看護師配置促進による保育環境充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松江市の全域

○内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県
- 二 構造改革特別区域の名称 自動車輸送効率化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北九州市、福岡市、直方市、古賀市、福津市及び宮若市並びに福岡県糟屋郡新宮町、久山町及び粕屋町、鞍手郡鞍手町並びに京都郡苅田町の全域

○内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県
- 二 構造改革特別区域の名称 佐賀県保育所看護師配置促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐賀県の全域

○内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百九十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県競馬組合
- 二 構造改革特別区域の名称 佐賀競馬 新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥栖市の区域の一部（佐賀競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 長崎県保育所看護師配置促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長崎県の全域

○内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 五島市
- 二 構造改革特別区域の名称 五島市赤ちゃん健やか保育支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 五島市の全域